

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に  
関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について

利用予定日	令和 年 月 日 ( 曜日)		
欠席連絡	連絡日時	令和 年 月 日 ( 曜日)	
	利用児童	連絡者	(利用児童との関係)
	事業所対応者		
算定内容 (どちらかに○)	欠席時対応加算		基本報酬
算定における 留意事項	※1 保護者から欠席連絡後の支援が不要との意向がある場合は、基本報酬の算定は不可とする。 ※2 通常の欠席時対応加算にかかる相談援助を行い記録した場合については、欠席時対応加算の算定とする。 ※3 算定にあたっては、利用者の保護者に対し、丁寧な説明を行うこと。		
上記の算定を行う場合は、以下の項目を確認し、支援内容を具体的に記載すること。			
訪問・電話等 にて行う確認 事項及び支援	確認 事項	児童の健康状態	
		家族の健康状態	
		学校・家庭の 状況	
		児童の健康管理	
	基本報酬の算定を行う場合は、以下の項目について、具体的に記載すること。		
	提供 した 支 援	支援の方法	訪問 ・ 電話 ・ その他 ( )
家庭で行える代替措置としての 本人支援や課題の提供 (利用する教材や利用方法等を含め具 体的に伝達し、記載すること)			
保護者への支援 (児童へ提供した課題等への確認・対 応方法等を具体的に伝達し、記載する こと)			
(提供した支援の評価)		評価の実施時期	令和2年 月 日 ( 曜日)
※上記に関する評価の実施については、支援の提供の1週間以内に実施すること。			

※適用期間：学校の臨時休業の期間となる、令和2年5月6日まで